第二十三条の三の五第一項第二号イ中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第四号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第二十三条の三の七第二項第一号中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第五十二条の五の二の見出しを「（厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十六年三月」を「平成三十一年三月」に改め、「（以下「七十歳以上特例措置対象組合員等」という。）」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第七条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第七項第一号イ及び第二号イ中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第八条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（附則第九条において「旧介護保険法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第七項第一号イ及び第二号イ中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この項において「旧健保令」という。）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する旧健保令第四十一条第六項に規定する特定給付対象療養又は旧健保令第四十一条第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る健康保険法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、第二条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この項において「旧船保令」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する旧船保令第八条第六項に規定する特定給付対象療養又は旧船保令第八条第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る船員保険法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する新国共済令（第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令をいう。次条第二項において同じ。）第十一条の三の五第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令（以下この項において「旧私学共済令」という。）第六条において準用する旧国共済令（第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）附則第三十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する旧国共済令第十一条の三の四第六項に規定する特定給付対象療養又は旧私学共済令第六条において準用する旧国共済令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　新国共済令第十一条の三の五第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、旧国共済令附則第三十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する旧国共済令第十一条の三の四第六項に規定する特定給付対象療養又は旧国共済令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　第五条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の三第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、第五条の規定による改正前の国民健康保険法施行令（以下この項において「旧国保令」という。）附則第二条の二第一項の規定により読み替えて適用する旧国保令第二十九条の二第六項に規定する特定給付対象療養又は旧国保令第二十九条の二第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2　第六条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、第六条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下この項において「旧地共済令」という。）附則第五十二条の五の二第一項の規定により読み替えて適用する旧地共済令第二十三条の三の三第六項に規定する特定給付対象療養又は旧地共済令第二十三条の三の三第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給についても適用する。